

応用美術の著作物性（たこ滑り台事件）

東京地裁令和3年12月8日判決（令和3年（ネ）10044号）
（最高裁ホームページ）

知的財産法研究会
大和ハウス工業株式会社法務部
弁護士 今田 早紀

第1 事案の概要等

1 当事者等及び原告・被告滑り台

(1) 当事者及び関係者

控訴人は、モニュメント、彫像、公園施設等に関するデザイン、企画、設計、製作、施工等及び公共土木施設に関する景観設計、施設製作、施工等を目的として設立された株式会社である。

被控訴人は、公共空間の施設や公園施設（セメント系遊具等）の企画、設計、製作、施工、点検、修繕等を目的とする株式会社である。

控訴人の前身である株式会社前田商事（昭和38年6月28日設立）（以下「前田商事」という。）は、平成14年10月21日、東京地方裁判所に民事再生を申し立てた。同社は、平成15年3月3日、「商号、設計図書その他同社が有する暖簾」を控訴人に対して3000万円で譲渡する内容の営業譲渡契約を締結した。

被控訴人代表者であるAは、控訴人において勤務していた者であり、控訴人を退職後の平成22年5月10日に被控訴人を設立した。

(2) 原告・被告滑り台

ア 原告滑り台



正面



右側面



左側面



背面

イ 被告滑り台1



正面



右側面



左側面



背面

ウ 被告滑り台2



正面



右側面